

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの
翌日
に当
る日
を以
てす)

目 次

◇条 例 鳥取県長寿社会対策推進基金条例（財政課）

職員の給与に関する条例及び特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（職員厚生課）
水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例等の一部を改正する条例（環境保全課）

公布された条例のあらまし

◇鳥取県長寿社会対策推進基金条例

一 豊かで活力ある長寿社会の実現を図るため、健康、医療、福祉、教育等に関する施策を着実に推進する経費に充てることを目的として、鳥取県長寿社会対策推進基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第一条関係）

二 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とすることとした。（第二条関係）

三 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを管理しなければならないこととした。（第三条関係）

四 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理するものとする。（第四条関係）

五 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第五条関係）

六 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第六条関係）

七 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇職員の給与に関する条例及び特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一 職員給与に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

全給料表の全給料月額を引き上げることとした。（別表第一）

一 別表第五関係

2 諸手当の改定

(一) 初任給調整手当（第七条の三関係）

(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を二十六万五千元（現行二十五万

五千円)に引き上げることとした。

(2) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員に対する支給月額限度額を四万七千円(現行四万五千五百円)に引き上げることとした。

(二) 住居手当(第九条の四関係)

借家・借間に居住している職員に対する支給月額を、月額二万千円(現行二万五百円)以下の家賃を支払っている職員にあっては家賃の月額から一万千円を控除した額に、月額二万千円(現行二万五百円)を超える家賃を支払っている職員にあっては家賃の月額から二万千円(現行二万五百円)を控除した額の二分の一(その控除した額の二分の一が一万三千円(現行一万千五百円)を超えるときは、一万三千円)を一万円(現行九千五百円)に加算した額にそれぞれ引き上げることとした。

(三) 寒冷地手当(第十一条の二関係)

最高限度額の算出基礎額を五十一万八千円(現行四十九万四千円)に引き上げることとした。

(四) 期末手当及び勤勉手当(第十六条の四、第十六条の五関係)

(1) 期末手当の支給割合を、三月期にあっては百分の五十五(現行百分の五十)に、六月期にあっては百分の百六十(現行百分の百五十)に、十二月期にあっては百分の二百(現行百分の百九十)にそれぞれ引き上げることとした。

(2) 期末手当及び勤勉手当の算定の基礎額を、職の職制上の段階、職務の級等を考慮して定める職員の区分に

じ、現行の基礎額に給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額の二十パーセント以内の額を加算した額とすることとした。

3 通勤災害による休職者の給与の取扱いの改正(第十二条の二関係)

通勤による災害を受けて休職にされた職員に対し、公務上の災害を受けた場合と同様に、その休職期間中、給与の全額(現行一年間に限り百分の八十)を支給することとした。

二 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

議会の議員並びに知事、副知事及び出納長の受ける期末手当の算定の基礎額を、報酬月額又は給料月額の百分の百四十五(現行百分の百二十五)に引き上げることとした。(第二条、

第三条関係)

三 施行期日等

- 1 この条例は、規則で定める日から施行すること。ただし、
- 一 の3の改正は、平成三年一月一日から施行することとした。
- 2 一の1及び2並びに二は、平成二年四月一日から適用することとした。
- 3 所要の経過措置を講ずることとした。

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

一 長期療養者の休業補償に係る補償基礎額の年齢階層ごとの最低・最高限度額の設定

1 療養開始後一年六月を経過した職員の休業補償に係る補償基礎額については、その職員の年齢に応じて知事が定める最低限度額を下回り、又は最高限度額を超えるときは、それぞれ当該最低限度額又は最高限度額をその職員の補償基礎額とすることとした。(第二条第八項関係)

2 1の最低限度額又は最高限度額は、常勤の職員の公務災害補償制度において用いられる年齢階層ごとの額を考慮して知事が定めるものとした。(第二条第九項関係)

二 報酬が日額で定められている職員の補償基礎額に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 施行期日等

1 この条例は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例等の一部を改正する条例

一 水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部改正(第一条関係)

水質汚濁防止法の排水基準にかえてこの条例に定める上乗せ排水基準を適用する湖沼水質保全特別措置法の指定地域内の特定事業場に係る施設(水質汚濁防止法第二条第三項の指定地域

特定施設(現行同法第二条第二項の特定施設)とみなされる施設をいう。)の名称を、現行「みなし特定施設」から「みなし指定地域特定施設」に改めることとした。

二 水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正(第二条関係)

上乗せ排水基準の適用猶予に係る経過措置について、一に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

三 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

鳥取県長寿社会対策推進基金条例をここに公布する。

平成二年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十四号

鳥取県長寿社会対策推進基金条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の規定に基づき、豊かで活力ある長寿社会の実現を図るため、健康、医療、

福祉、教育等に関する施策を着実に推進する経費に充てることを目的として、鳥取県長寿社会対策推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを管理しなければならない。

（運用益金の整理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例及び特別職の職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例をここに公布する。

平成二年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十五号

職員の給与に関する条例及び特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項第一号中「二十五万五千元」を「二十六万五千元」に改め、同項第二号中「四万五千五百円」を「四万七千元」に改める。

第九条の四第二項第一号中「二万五百円」を「二万千元」に、「一万千五百円」を「一万三千元」に、「九千五百円」を「一万円」に改める。

第十一条の二第三項中「四十九万四千元」を「五十一万八千元」に改める。

第十二条の二第一号中「又は疾病にかかり」を「若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、」に改める。

第十六条の四第二項の表以外の部分を次のように改める。

期末手当の額は、期末手当基礎額に、三月に支給する場合において百分の五十五、六月に支給する場合には百分の百六十、十二

月に支給する場合においては百分の二百を乗じて得た額に、基準日以前三箇月以内（基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

第十六条の四第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額とする。

4 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

第十六条の五第二項を次のように改める。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、

任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の六十を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

第十六条の五に次の二項を加える。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額とする。

4 前条第四項の規定は、第二項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「次条第三項」と読み替えるものとする。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表(第三条関係)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1			157,300	185,100	201,500	220,300	238,400	258,200	289,600	325,500	371,000
2	113,600	143,100	163,400	193,200	210,200	229,300	247,600	267,900	301,400	338,200	386,500
3	117,300	149,900	169,800	201,400	219,100	238,300	256,900	277,700	313,200	350,900	402,000
4	121,200	157,200	176,400	210,000	227,700	247,400	266,300	287,600	325,000	363,700	417,400
5	125,600	162,900	183,200	218,800	236,300	256,500	275,800	297,700	337,000	376,600	432,800
6	130,800	167,700	190,700	227,300	244,800	265,600	285,300	307,800	349,000	389,500	448,200
7	136,100	172,500	198,100	235,600	253,300	274,800	294,900	317,900	361,200	402,500	463,600
8	141,200	177,300	205,400	243,800	261,600	284,100	304,600	327,900	373,400	415,300	479,000
9	145,300	181,500	211,800	251,700	270,000	293,400	314,300	337,900	385,400	428,000	493,900
10	148,600	185,800	217,900	259,500	278,200	302,900	323,900	347,900	397,100	440,200	508,800
11	151,400	190,000	223,700	267,400	286,300	312,500	333,300	357,900	408,200	450,700	520,200
12	154,200	194,300	229,400	275,300	294,100	321,900	342,600	367,800	419,300	460,600	527,700
13	156,700	198,500	235,000	282,600	301,700	331,100	351,500	377,300	428,800	468,900	534,800
14	158,900	201,800	240,200	289,900	309,100	340,000	359,400	386,600	436,300	476,300	541,200
15	161,000	204,900	245,200	296,300	315,200	348,200	366,400	394,200	443,600	480,900	546,000
16	162,600	208,000	250,100	302,600	320,800	354,800	372,700	401,300	448,700		
17		211,000	254,600	307,100	325,900	361,000	378,200	406,000	453,500		
18		213,900	258,400	311,100	330,100	365,500	383,000	410,400	457,800		
19		215,900	262,000	315,000	334,100	369,800	387,400	414,800			
20			264,800	317,900	337,600	374,000	391,700	418,900			
21			267,600	320,700	340,800	378,200	395,800	422,700			
22			270,300	323,500	344,100	382,300	399,500				
23			273,000	326,300	347,400	386,200					
24			275,400	329,200	350,600	389,800					
25			277,900	332,000	353,500						
26			280,300	334,800	356,300						
27			282,600	337,300							
28			284,900	339,700							
29			287,200								
30			289,400								
31			291,600								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二 公安職給料表(第三条関係)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	—	196,600	229,200	247,600	266,100	285,800	315,600
2	132,400	144,500	166,800	203,700	238,100	256,800	275,900	295,700	325,600
3	138,200	150,500	174,700	211,300	247,200	266,000	285,800	305,700	335,800
4	144,200	158,400	182,500	220,100	256,200	275,800	295,700	315,600	346,100
5	150,200	166,300	189,500	229,100	265,100	285,700	305,500	325,600	356,500
6	157,500	174,000	196,100	238,000	273,900	295,500	315,300	335,500	366,900
7	165,300	181,300	202,600	247,000	282,800	305,300	325,200	345,600	377,200
8	172,800	188,100	209,100	255,900	291,500	315,100	335,000	355,900	387,500
9	180,000	194,300	216,800	264,600	300,100	324,900	344,900	366,200	397,700
10	186,800	200,400	224,700	273,100	308,600	334,600	354,800	376,500	407,700
11	192,800	206,600	232,400	281,400	317,000	344,400	364,800	386,800	417,500
12	198,900	213,300	240,200	289,400	325,200	354,200	374,800	397,000	427,200
13	205,100	220,900	248,100	297,400	333,300	364,000	384,700	406,800	436,900
14	211,500	228,500	255,500	305,300	341,500	373,800	392,500	416,500	446,300
15	218,800	236,100	263,100	312,900	349,800	383,300	400,100	425,300	455,400
16	226,100	243,700	270,800	320,500	357,600	390,100	407,000	433,100	460,200
17	233,100	250,500	278,700	327,900	365,200	396,600	412,700	437,800	464,700
18	239,600	257,400	286,700	335,400	372,000	402,100	418,200	442,300	468,800
19	245,800	264,400	294,600	342,900	378,100	406,500	422,600	446,800	
20	252,200	271,100	302,200	349,800	382,600	410,900	426,800	451,000	
21	258,600	277,900	309,800	356,700	386,400	415,100	430,800	454,800	
22	264,900	284,800	317,200	363,500	390,200	419,200	434,500		
23	271,400	291,400	324,700	369,500	393,900	423,000			
24	277,700	298,100	332,200	373,500	397,500	426,600			
25	283,800	304,600	339,100	377,100	400,900				
26	289,900	311,100	346,000	380,600	404,100				
27	295,600	317,300	352,800	384,000					
28	301,200	323,500	358,800	387,400					
29	305,600	329,100	362,800	390,600					
30	309,900	334,000	366,400	393,600					
31	314,300	338,900	369,900						
32	318,600	342,200	373,300						
33	321,200	345,400	376,700						
34		348,600	379,900						
35		351,800	382,800						
36		354,500							

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三 教育職給料表(第三条関係)

イ 教育職給料表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1			267,400	361,100
2	124,400	160,400	277,100	371,300
3	129,900	167,300	286,600	381,400
4	135,600	174,100	296,200	391,600
5	142,100	181,000	305,700	401,800
6	149,600	188,000	315,200	412,000
7	157,400	195,000	324,700	422,200
8	163,800	202,100	334,100	432,200
9	170,300	209,700	343,800	442,200
10	177,100	217,700	353,500	452,300
11	183,600	225,900	363,100	462,100
12	190,100	235,000	372,800	471,300
13	196,900	244,400	382,000	479,400
14	204,200	253,700	391,300	487,300
15	211,400	263,100	400,400	491,900
16	218,900	272,300	409,400	
17	226,000	281,500	418,300	
18	233,300	290,800	427,300	
19	240,400	299,900	436,200	
20	246,800	309,000	444,300	
21	253,200	318,000	452,100	
22	259,200	327,000	459,700	
23	265,200	335,900	466,800	
24	271,100	344,900	471,000	
25	276,900	353,400		
26	282,600	361,300		
27	288,100	369,200		
28	293,300	377,200		
29	298,500	385,000		
30	302,300	391,900		
31	305,900	398,500		
32	309,500	404,100		
33	312,700	409,100		
34	315,400	413,900		
35	317,800	418,600		
36	320,300	421,600		
37	322,800			
38	325,300			
39	327,500			
40	329,700			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職給料表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1			229,000	357,100
2	124,400	136,800	238,500	366,300
3	129,900	144,100	248,100	375,400
4	135,600	151,600	257,700	384,300
5	142,100	160,400	267,400	393,400
6	149,600	167,300	277,100	402,500
7	157,400	174,100	286,600	411,500
8	163,800	181,000	296,200	420,200
9	170,200	188,000	305,700	428,100
10	176,900	195,000	315,100	436,000
11	183,000	202,100	324,400	443,300
12	189,200	209,700	332,900	450,400
13	195,500	217,700	341,400	456,400
14	202,200	225,900	350,000	461,800
15	208,600	235,000	358,500	465,900
16	215,000	244,400	366,800	
17	221,400	253,700	375,000	
18	227,500	263,100	383,300	
19	233,400	272,300	391,600	
20	239,100	281,500	399,700	
21	244,500	290,800	407,300	
22	249,700	299,800	414,000	
23	254,600	308,800	420,300	
24	259,200	317,700	425,500	
25	263,100	325,900	429,800	
26	266,800	333,800	433,500	
27	270,100	341,600	436,800	
28	273,000	349,200	439,800	
29	275,600	356,400		
30	278,100	363,300		
31	280,400	369,900		
32	282,800	376,300		
33	284,900	382,200		
34		388,100		
35		393,200		
36		397,600		
37		401,800		
38		405,800		
39		408,400		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表 (第三条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	—	—	218,600	258,000	299,700
2	113,700	151,700	228,400	268,200	311,500
3	117,400	160,600	238,100	278,500	323,400
4	121,600	169,100	248,000	288,700	335,600
5	126,500	177,600	257,900	298,900	347,900
6	132,600	186,200	268,000	309,100	361,100
7	139,000	194,000	278,000	318,900	374,400
8	145,500	201,800	287,800	328,700	387,800
9	152,100	209,600	297,600	338,200	401,100
10	158,800	217,400	307,100	347,500	414,400
11	165,700	224,900	315,700	356,800	427,500
12	172,700	232,200	324,100	366,100	440,600
13	179,600	239,400	332,100	375,300	453,500
14	186,600	246,600	339,200	384,300	466,400
15	194,100	254,200	346,000	393,300	479,200
16	201,900	261,800	352,800	402,300	491,800
17	209,300	268,800	359,300	411,200	504,400
18	216,500	275,800	365,700	420,100	515,200
19	222,700	282,600	372,100	428,800	523,200
20	228,500	289,400	378,000	436,300	530,300
21	234,200	296,200	383,600	443,600	536,200
22	239,900	302,900	388,900	448,900	541,800
23	245,400	309,500	393,800	453,800	546,000
24	250,800	314,800	398,100	457,800	
25	255,900	319,900	402,200		
26	260,000	323,800	405,900		
27	264,000	327,600	409,400		
28	267,100	331,300			
29	270,200	335,000			
30	273,100	338,600			
31	275,800	341,800			
32	278,300				

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表(第三条関係)

イ 医療職給料表(-)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	円 —	円 254,500	円 290,900	円 376,800
2	200,800	266,500	303,200	389,100
3	210,200	278,700	315,500	401,300
4	220,700	290,900	327,700	413,300
5	231,300	303,100	339,800	425,200
6	242,800	315,200	352,000	436,900
7	254,500	327,300	364,400	448,300
8	266,300	339,300	376,800	459,500
9	277,900	351,300	389,000	470,600
10	289,100	363,300	401,100	481,500
11	298,800	373,800	412,900	492,400
12	307,800	383,700	424,100	503,300
13	316,700	393,500	435,200	514,200
14	325,500	403,000	446,100	525,100
15	334,300	412,300	456,900	534,800
16	343,100	421,600	467,300	543,800
17	351,900	430,900	477,500	552,100
18	359,600	440,100	487,600	558,800
19	364,800	447,400	497,600	564,200
20	370,000	454,300	505,200	569,000
21	373,100	460,600	512,700	
22		465,100	517,900	
23		469,600	522,900	
24		473,900	527,800	
25		478,100	532,500	
26		481,800	536,800	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	173,400	195,300	229,300	267,900	300,000
2	117,500	147,500	180,200	203,400	238,500	277,700	312,000
3	122,000	153,800	187,300	211,500	247,900	287,600	324,000
4	127,500	160,100	195,200	219,900	257,300	297,700	336,100
5	133,100	166,300	203,200	228,300	266,800	307,800	348,300
6	139,200	172,500	211,200	236,700	276,400	317,900	360,600
7	145,700	178,800	219,500	245,300	285,800	327,900	372,900
8	152,000	184,900	227,700	253,800	295,200	337,900	385,100
9	158,100	192,000	236,000	262,300	304,600	347,900	397,100
10	163,500	199,100	244,300	270,800	314,100	357,900	408,200
11	168,400	206,000	252,200	279,000	323,500	367,800	419,300
12	173,200	212,200	260,100	287,100	332,500	377,300	428,800
13	177,800	218,400	267,800	295,000	341,100	386,600	436,300
14	181,800	224,400	275,500	302,700	349,300	394,200	443,600
15	186,000	230,100	283,000	310,400	356,100	401,300	450,900
16	190,200	235,700	290,200	316,400	362,700	406,000	455,600
17	194,500	240,900	297,000	322,100	368,300	410,400	459,900
18	198,700	246,000	303,700	327,800	373,700	414,800	
19	202,100	250,800	308,500	332,000	378,200	418,900	
20	205,100	255,400	312,900	336,100	382,400	422,700	
21	208,000	259,000	316,800	339,900	386,500		
22	210,400	261,800	319,900	343,600	390,400		
23	212,400	264,500	322,700	346,900	394,000		
24		267,100	325,500	350,000			
25		269,600	328,300	352,800			
26		271,800	331,100	355,600			
27			333,800				
28			336,200				
29			338,600				

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(白)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	—	179,800	199,600	229,800	262,500
2	123,500	144,700	185,400	206,600	237,900	271,700
3	128,000	151,600	192,500	213,800	246,100	281,000
4	132,900	158,700	199,500	221,000	254,100	290,600
5	137,800	163,900	206,400	228,300	262,100	300,300
6	144,700	169,100	213,400	235,600	270,100	310,000
7	151,500	174,300	220,500	243,000	277,900	319,600
8	158,500	179,600	227,500	250,400	285,600	329,300
9	163,700	184,800	234,600	257,800	293,300	339,100
10	168,800	190,800	241,600	265,100	300,800	348,900
11	173,800	196,800	248,600	272,400	308,400	358,700
12	178,800	202,700	255,600	279,700	316,000	368,300
13	183,600	208,400	262,600	286,800	323,600	377,800
14	188,400	214,100	269,800	293,900	331,200	387,000
15	193,500	219,800	276,900	300,900	338,900	396,100
16	198,900	225,400	283,800	307,700	346,600	404,500
17	204,200	231,000	290,400	314,500	353,900	412,700
18	209,400	236,400	297,000	321,200	360,300	420,300
19	214,600	241,700	303,500	327,900	365,400	427,100
20	219,700	247,200	309,800	333,700	370,100	431,600
21	224,500	252,600	316,100	339,200	374,800	435,700
22	229,200	257,900	322,000	344,500	378,700	439,400
23	233,700	263,300	327,100	348,600	382,200	
24	237,800	268,700	332,000	352,500	384,900	
25	241,600	274,100	336,600	355,900		
26	245,400	279,300	340,100	359,100		
27	249,000	284,000	343,600	362,000		
28	252,400	288,300	346,500	364,600		
29	255,100	292,600	349,400			
30	257,700	295,400	352,100			
31	260,300	298,100	354,600			
32	262,800	300,700				
33	265,200	303,400				
34	267,500	306,000				
35	269,700	308,400				
36	271,900	310,800				
37		313,200				

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項及び第三条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百四十五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第一条中職員の給与に関する条例第十二条の二第一号の改正規定及び附則第九項の規定は、平成三年一月一日から施行する。

2 第一条の規定(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例及び第二条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)の規定は、平成二年四月一日から適用する。

(特定の号給の切替え等)

3 平成二年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の受ける号給が附則別表に掲げる職務の級の一号給である職員の切替日における号給は、二号給とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(最高号給等の切替え等)

4 切替日の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

5 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

7 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の給与条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

8 改正後の給与条例又は改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例又は第二条の規定による改正前の特別職

の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例又は改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(休職者の給与に関する経過措置)

9 改正後の給与条例第十二条の二の規定は、附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際通勤による負傷又は疾病のため地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされている職員の当該改正規定の施行の日以後の休職期間に係る給与についても適用する。

(人事委員会への委任)

10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、第一条の規定の施行に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則別表

給 料 表	職 務 の 級		
行政職給料表	1 級	2 級	
公安職給料表	1 級	2 級	3 級
教育職給料表(一)	1 級	2 級	
教育職給料表(二)	1 級	2 級	
研究職給料表	1 級	2 級	
医療職給料表(一)	1 級		
医療職給料表(二)	1 級	2 級	
医療職給料表(三)	1 級	2 級	

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十六号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「法律第二百一十一号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第二条第五項第三号中「著しく低額又は高額である」を「補償基礎額として公正を欠くと認められる」に改め、同条第六項及び第七項を次のように改める。

6 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)について前項の規定による補償基礎額が、年金たる補償を受けるべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)の四月一日(以下この項において「基準日」という。)における年齢(遺族補償年金を支給すべき場合にあっては、当該支給をすべき事由に係る職員の死亡がなかつたものとして計算した場合に得られる当該職員の基準日における年齢)に応じて知事が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度

額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該年金たる補償に係る補償基礎額とする。

7 前項の知事が定める額は、法第二十一条の規定により自治大臣が年齢階層ごとに定める額との均衡を考慮して定めるものとする。
第二条に次の二項を加える。

8 休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後一年六月を経過した日以後の日である場合において、休業補償について第五項の規定による補償基礎額が、休業補償を受けるべき職員の当該休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の四月一日における年齢に応じて知事が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該休業補償に係る補償基礎額とする。

9 前項の知事が定める額は、法第十三条第三項の規定により自治大臣が年齢階層ごとに定める額との均衡を考慮して定めるものとする。

第十五条並びに附則第二条の二第三項及び第二条の三第四項中「地方公務員災害補償法」を「法」に改める。

附則第三条第四項中「第十三条」の下に「又は次条」を加え、「同条」を「これらの規定」に改め、同条第五項中「地方公務員災害補償法」を「法」に改める。

附則第四条中「得た金額」の下に「(第十三条第一項第二号の場合にあつては、その額から同号の既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額)」を加える。

附則第四条の二第一項の表中「昭和六十四年九月三十日」を「平成元年九月三十日」に、「昭和六十四年十月一日」を「平成元年十月一日」に、

「昭和六十五年九月三十日」を「平成二年九月三十日」に改め、同条第二項の表中「昭和六十四年九月三十日」を「平成元年九月三十日」に、「昭和六十四年十月一日」を「平成元年十月一日」に、「昭和六十五年九月三十日」を「平成二年九月三十日」に、「昭和六十五年十月一日」を「平成二年十月一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第二条第八項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

3 施行日前に療養を開始した職員に休業補償を支給すべき場合における改正後の条例第二条第八項の規定の適用については、同項中「当該休業補償に係る療養の開始後」とあるのは、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(平成二十二年十二月鳥取県条例第二十六号)の施行日以後」とする。

4 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(昭和六十二年五月鳥取県条例第二十三号)附則第四項に規定する施行後補償年金に係る施行日以後の期間に係る額の算定について同項及び同条例附則第五項の規定を適用する場合には、同条例附則第四項中「改正後の条例第二条第六項第二号の知事が定める額のうち、

当該施行後補償年金に係る同号に規定する年金たる補償を受けるべき職員
 の基準日における年齢の属する年齢階層に係る額」とあるのは「当該
 施行後補償年金に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等
 に関する条例の一部を改正する条例（平成二年十二月鳥取県条例第二十
 六号）による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等
 に関する条例第二条第六項に規定する年金たる補償を受けるべき職員の
 当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度の四月一日における年齢
 に応じて知事が最高限度額として定める額」と、「施行後補償年金に係
 る改正後の条例第二条第六項に規定する年金補償基礎額」とあるのは「
 施行後補償年金の額の算定の基礎として用いる補償基礎額」と、同条例
 附則第五項中「前項」とあるのは「議会の議員その他非常勤の職員の公
 務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（平成二年十二月鳥取
 県条例第二十六号）附則第四項により読み替えられた前項」とする。
 （規則への委任）

5 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、
 規則で定める。

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例等の
 一部を改正する条例をここに公布する。

平成二年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十七号

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例
 等の一部を改正する条例

（水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一
 部改正）

第一条 水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条
 例（昭和四十八年十月鳥取県条例第四十号）の一部を次のように改正す
 る。

別表第一の備考1中「湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第
 六十一号）第十四条の規定により同項に規定する特定施設とみなされる
 施設（以下「みなし特定施設」という。）を除く。」を削る。

別表第二の備考以外の部分中「みなし特定施設」を「みなし指定地域
 特定施設」に改め、同表の備考1中「みなし特定施設」を「みなし指定
 地域特定施設」に改め、同表の備考4中「みなし特定施設」を「みなし
 指定地域特定施設」に改め、同表の備考中4を5とし、3を4とし、同
 表の備考2中「みなし特定施設」を「みなし指定地域特定施設」に改め、
 同表の備考中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 この表において「みなし指定地域特定施設」とは、湖沼水質保
 全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第十四条の規定に
 より法第二条第三項に規定する指定地域特定施設とみなされる施
 設をいう。

（水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一
 部を改正する条例の一部改正）

第二条 水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条

例の一部を改正する条例（平成元年七月鳥取県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二条第二項に規定する特定施設」を「第二条第三項に規定する指定地域特定施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】